

最終保障提供債務の導入等に伴 う交付金制度等について

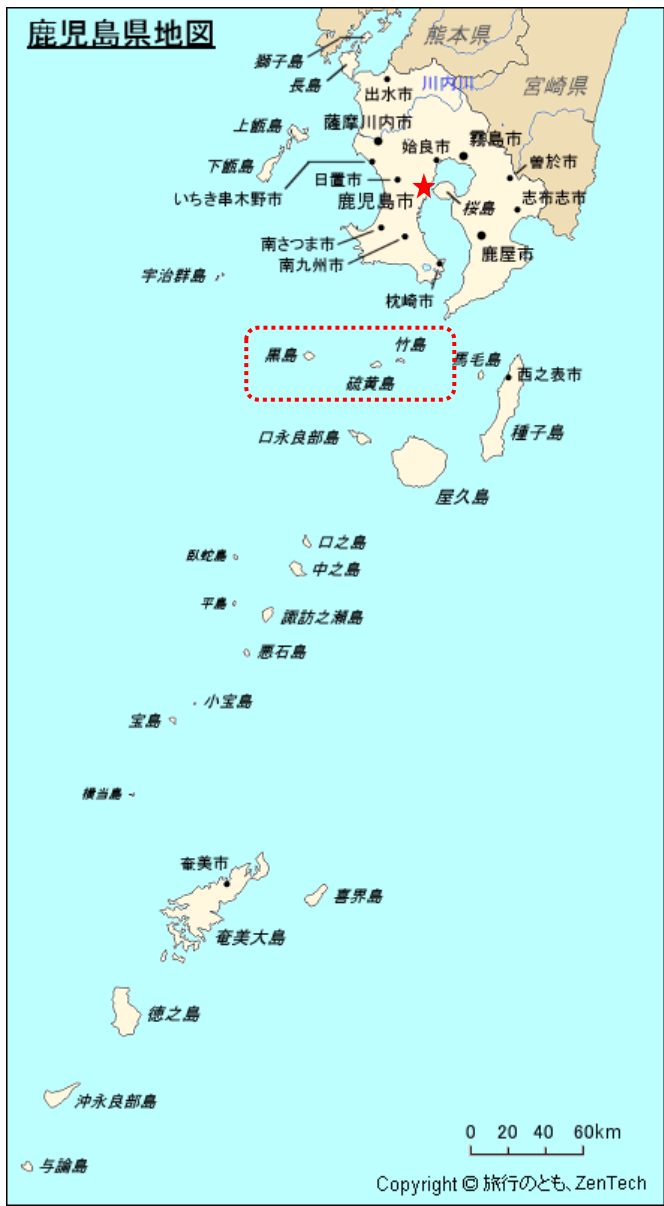
(現行の第二種交付金制度の見直しについて)

令和8年4月23日

鹿児島県鹿児島郡三島村

村長 岩切平治

1 三島村の概要①



三島村は、鹿児島市から南西へ100～150 kmの洋上の東西に点在する、**竹島、硫黄島、黒島の3つの島**からなる。

東南に種子島、屋久島が横たわり、南にトカラ列島、北西に宇治群島を望む位置にある。



1 三島村の概要②

◇各島の概要



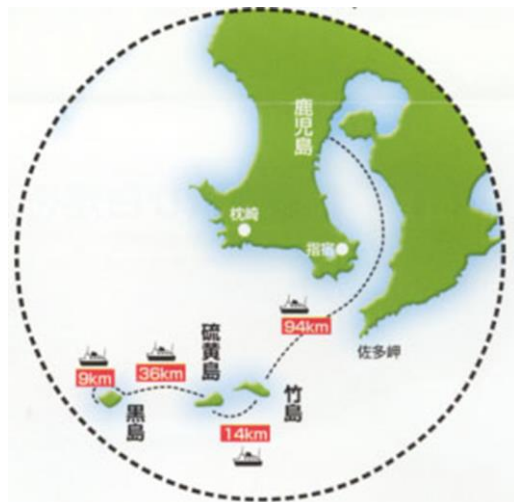
■ 竹島：周囲：9.7Km 面積：4.2Km²
村営船フェリーみしまが一番初めに着く島で、緩やかな丘陵地が広がっている。
竹島という名のごとく、**島全体が竹に覆われており、畜産が盛んである。**



■ 硫黄島：周囲：14.5Km 面積：11.7Km²
3つの島の間位置し、恒常的に噴煙を上げる硫黄岳、椿、琉球竹等に覆われている。**温泉や歴史・文化的な資源を活かした観光も盛んである。**特に八朔太鼓踊りに登場するメドンはユネスコの世界文化遺産に登録。



■ 黒島：周囲：15.2Km 面積：15.3Km²
村最大の島で**東西に2つの集落があり、村の約半数が居住する。**500m級の山々がそびえ、無数の滝が見られる森林と大名竹に覆われている。
平成23年には「薩摩黒島の森林植物群落」として国の天然記念物指定を受けている。



本村の交通手段は、村営船フェリーみしまの週4便の運航のみとなっている。

終戦後の米軍統治下の影響を受けて**役場を鹿児島市内に置き、現在に至る。**行政区域外に役場を置く全国でも3団体しかない特異な村となっている。



2 三島村のブロードバンド ①ブロードバンド

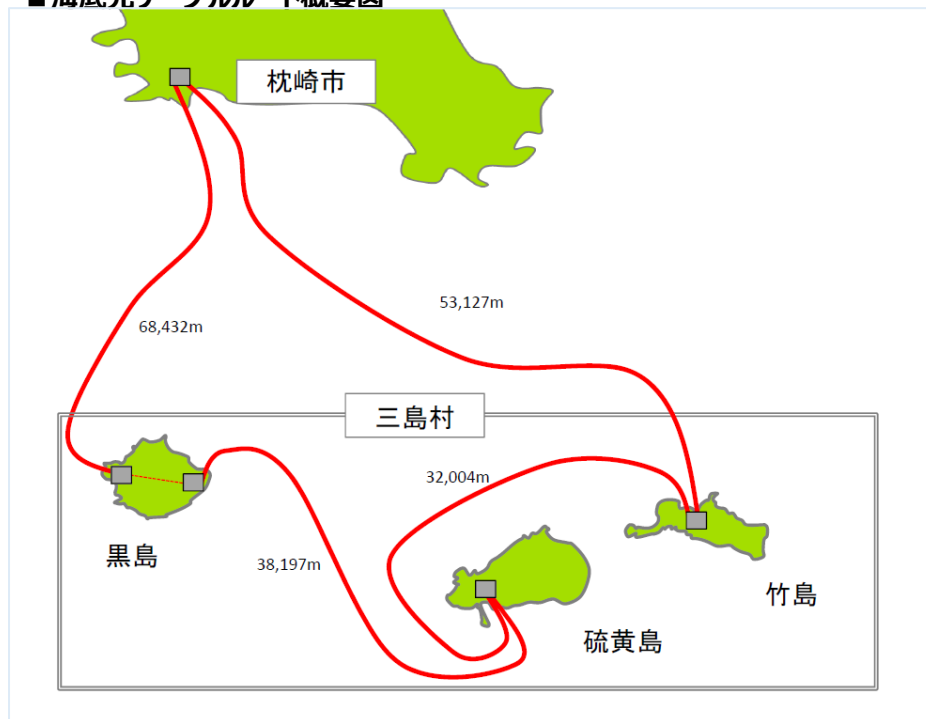
本村は、3つの島で構成されていること、役場が鹿児島市に設置されていることなどから、情報受発信が簡易に実施できない環境にある。そのため、条件不利地域の地理的格差を最小化する手段として、通信環境(ブロードバンド等)を整備することが必須となっている。

◇平成21～22年度

基幹幹線は海底光ケーブル敷設、島内はFTTH構築により、ブロードバンドの整備を実施。

- ・**公設公営方式** (施工・保守業者：株式会社関電工)
- ・海底光ケーブル(16芯)(約192km)
- ・島内FTTH(約40km：地下・架空)

■海底光ケーブルルート概要図



2 三島村のブロードバンド ②超高速ブロードバンド

島内FTTH(伝送機器)が老朽化してきたこと、架空整備のため台風等の災害で回線が切断されることから、全国一律のサービス及び更なる安定的・高速な通信速度・保守体制を構築するため、令和3年度に島内網再構築の事業者を募集。

◇令和3年度～令和5年度
新規島内FTTH構築による**超高速ブロードバンドサービス**の整備を実施。

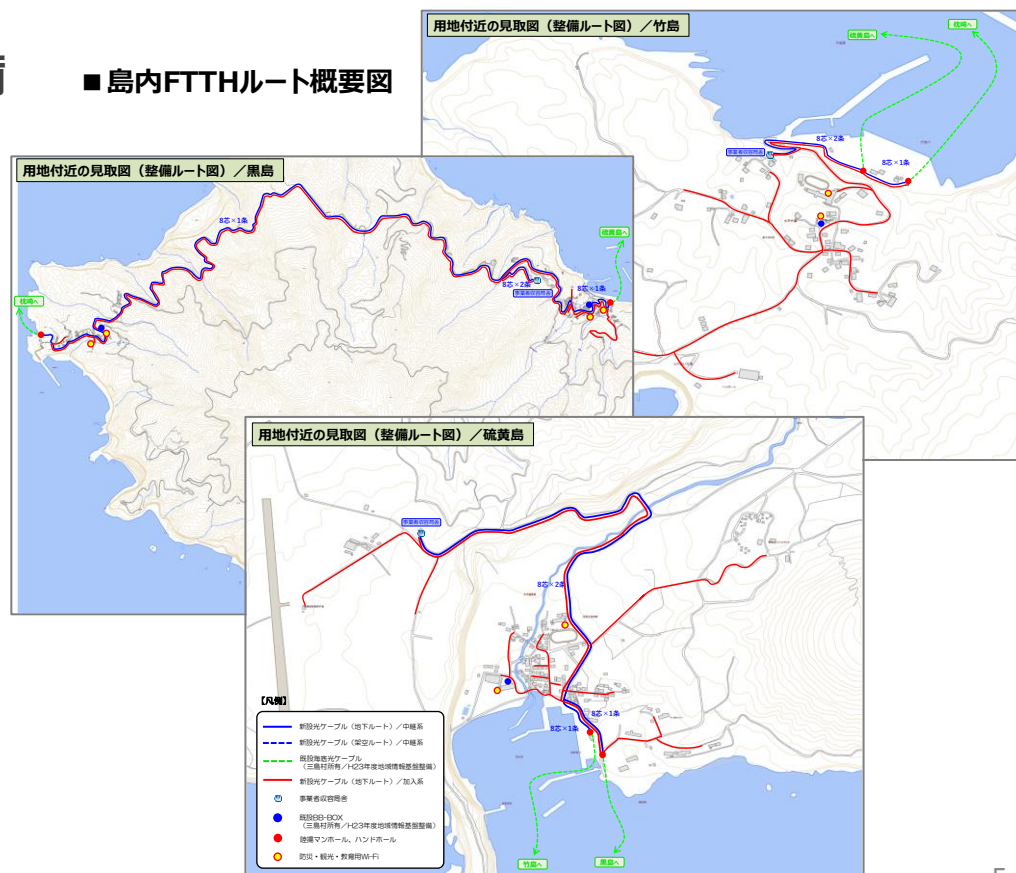
・令和3年度 高度無線環境整備
推進事業

・事業費：約16億1400万円

・**公設民営方式**（施工・保守業者：NTT西日本株式会社（旧西日本電信電話株式会社））

・島内FTTH(約50km：**地下**)

■ 島内FTTHルート概要図



2 三島村のブロードバンド ①ブロードバンド(海底光ケーブル利活用)

海底光ケーブルを用いて、下記のようなシステムを利活用している。

◇ブロードバンドサービス (FTTH)

NTT西日本とのIRU契約に基づき、ブロードバンド用として芯線が無償貸与。

◇放送サービス

地上デジタル放送を島内置局まで伝送できるよう放送事業者に芯線を貸出。

◇携帯電話サービス

携帯電話データを島内置局まで伝送できるよう携帯電話事業者に芯線を貸出。

◇調査研究

海底光ケーブルを利用した地震動観測を行うため、神戸大学（海洋底探査センター）に芯線を貸出。

あらゆるサービスを提供できるよう、**本村では海底光ケーブルを様々な分野で有効活用**している。

三島村は支援対象地域に該当する立場からの提案

ブロードバンドのユニバーサルサービスは情報格差解消のために緊急に取り組むべき課題と認識

現在、三島村では令和5年度において整備した高度情報通信網により、マンション型のサービスから各戸型のサービスへと改善され、快適なネット環境を享受。

村民はこのツールを活用し世界規模での多様な情報検索等、遠隔教育の実施、地域間交流事業の実施、生活物資や業務用物資などの入手が可能となり、小規模離島ゆえの日常生活上や社会活動の格差が解消されつつある。

ブロードバンド環境が整備されていない地域へは早急な手当てが求められると認識。

この制度の概要には、対象地域の選定に係る条件、交付金算定上の条件、共助的機能を持つ交付金の十分な財源の確保など、見直す必要があると認識。海洋国家である我が国において、全国津々浦々にブロードバンドを整備することの有益性に着目した前向きで積極的な議論を期待したい。

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討（その1）

① 譲受した公設設備に係る第二種交付金について

法施行日時点において整備された公設設備を法施行日以降に譲受する場合と同様に、法施行日以前に譲受した公設設備や法施行日以降に整備されその後譲受した公設設備についても第二種交付金の対象とすべきか

→対象地域の環境変化により、整備時期からすると経営環境が厳しい状況へと変化することは当然起きうることを考えると整備の時期により交付金の対象・対象外と区別することは公平性の観点から、好ましくないと考える。

② 大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について

大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域について、第二種適格電気通信事業者の前事業年度の収支が黒字であっても第二種交付金の対象とすべきか

→事業者等が地域の要請等を受け、整備し、サービス提供に対してしている場合において、事業者として、内部相互補助により事業者としての黒字が確保できたとしても、ユニバーサルサービスの目的達成のため、対象地域の赤字部分に対して何らかの支援は必要であると考ええる。

(1) 第二種交付金の額の算定方法・算定対象についての検討（その2）

③ 第二種交付金の交付の継続について

第二種適格電気通信事業者として担当支援区域において新規整備・民設移行を行った結果、第二種交付金の交付対象となった地域については、その後、例えば支援区域の指定が解除されるといった状況の変化に関わらず、一定の期間は、継続的に第二種交付金が交付される仕組みを検討すべきか

→ 第二種交付金が収支差補助での交付金算定でない限り、指定が解除されても、累積赤字等を考慮して一定期間の経過措置を設けるなど特別の配慮をすべきと考える

④ より迅速な第二種交付金の交付について

現状は、サービス提供開始から第二種交付金の交付開始まで約2年間の必要とするが、例えばサービス提供開始を予定している段階でも原価の算定を可能とするなど、より早期に交付金の交付を開始することができる仕組みを検討すべきか

→ サービス提供から交付金の交付までの空白期間は赤字縮小の観点からも可能な限り短縮すべきと考える

(2) 支援区域として指定すべき区域についての検討

① 今後新たに光ファイバを整備する区域について

今後、新たに光ファイバを整備した区域において提供する第二号基礎的電気通信役務が赤字である場合は、当該新たに光ファイバを整備した区域を未整備の特別支援区域として指定することとし、当該赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

→ 早急に実現すべきと考える

② 海底ケーブルが必須となる離島等の区域について

海底ケーブルが必須となる離島等の区域をすべて特別支援区域として指定することとし、これらの区域で第二号基礎的電気通信役務を提供することにより生ずる赤字について第二種交付金を交付する仕組みを検討すべきか

→ 離島等の地域においては支援地域の区分を設けることは、最終利用者間において料金との差を設けることは事実上困難であることを踏まえると一般支援区域と特別支援区域とに区別することなくすべてを特別支援区域として指定し支援すべきと考える